



基 発 0925 第 1 号
平成 21 年 9 月 25 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働時間の適正化に関する要請について

日頃から労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働時間等の現状については、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合が高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高止まりとなるなど過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組を行うことが望まれます。

さらに、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保する等の観点から労働基準法が改正され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることから、労使がともにその趣旨・内容を十分に理解し、その施行に向け就業規則等を整備していただくことが必要です。

そこで、本年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使をはじめとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、下記に御留意の上、貴団体傘下の企業の皆様の労働時間の適正化に向けた取組が推進されるよう、一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 傘下の企業におかれては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化のため、次の事項に取り組んでいただくことが重要です。
 - ① 時間外・休日労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
 - ② 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- 2 労働基準法等の主な改正点は、別添「改正労働基準法のポイント」のとおりです。傘下の企業におかれては、労使で十分に話し合い、これに対応した就業規則の改定、労使協定の締結等の整備をしていただくことが必要です。
- 3 貴団体におかれても、傘下の企業で上記 1 及び 2 の取組が推進されるよう、別添のリーフレット等を御活用いただき、本キャンペーンの内容等について周知していただく等の取組をお願いいたします。

※ 「労働時間適正化キャンペーン」期間中、ポスターの掲示やリーフレットの配付にご協力をお願いします。

また、本要請文には、「労働時間適正化キャンペーン」のポスター及びリーフレットのほか、以下のパンフレットを添付しておりますので、ご参考にしてください。

- ・ 改正労働基準法のポイント
- ・ 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
- ・ 長時間労働者への医師による面接指導制度について

※ 問い合わせについて

上記について、不明な点等がありましたら、担当までご連絡ください。

厚生労働省労働基準局監督課

労働条件確保改善対策室特別対策係

担当：西川・白浜

電話：03-5253-1111（内線：5543）